

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書

ウクライナ危機や円安による急激な原油・物価高騰が止まらず、新型コロナウイルス感染拡大第8波が迫っている中で、政府は、来年10月からインボイス制度実施の準備を進めています。

この制度の実施に対して、中小・零細企業の事務負担が一層増加することや廃業の恐れなどが指摘され、中小零細出版社や声優、作家、フリーランスなど多くの団体が反対や延期の声明、集会・デモの呼びかけ、署名行動などが広がっています。

同制度では、税務署が発行する「事業者登録番号」が記載されたインボイス（適格請求書）がないと、消費税申告の際に経費として差し引くことができなくなります。売り上げ1000万円以下の消費税免税事業者は、「事業者登録番号」がなく、インボイスを発行することができません。インボイスがないと仕入額控除ができないことから、消費税の課税事業者はインボイスを発行しない免税事業者との取引の回避・排除や取引価格の値下げ要求へとつながることは明白です。

また、免税事業者が課税事業者との取引を継続するため、自ら課税事業者になることを選択したとすると、零細事業者のセーフティネットとして機能している事業者免税点制度が実質機能しないことにもなります。消費税制は、仕入れ税額控除に当たり現状の帳簿方式（アカウント方式）で十分に機能しており、複数税率であっても現行の請求書等の記載事項の変更によって維持され、混乱も起きていません。

政府与党は、世論に押され11月30日、小規模事業者が課税事業者になる場合、来年10月から3年間、税額2割に軽減するなど報道されています。

しかし、コロナ被害と異常な物価高が続く中でのインボイス制度実施は、零細事業者を倒産・廃業に追い込み、地域経済を一層疲弊させるものとなります。

よって、西原町議会は、町民の生活と中小・零細企業などを守るため、インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施の延期を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月9日

沖縄県西原町議会

あて先

内閣総理大臣、財務大臣、国税庁長官、衆議院議長、参議院議長